

山運輸第104号の2
山運整第104号の2
令和8年7月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

貸切バス事業者を対象とした講習会の実施について

平素は、国土交通行政へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貸切バス事業につきましては、訪日外国人旅行者の増加に伴い需要が高まっており、繁忙期を迎えるにあたって、より一層の安全性の確保・向上が求められております。

また、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者29名）を踏まえ、同様の悲惨な事故を二度と発生させないため、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が講じられております。その一環として、昨年4月からは既販車両についてもデジタル式運行記録計による記録等が義務付けられました。

このような状況を踏まえ、改めて安全最優先の意識の徹底を図るとともに、改正された法令等に対する理解を深めていただくため、別添のとおり運行管理者等を対象とした講習会を開催いたします。

つきましては、対象となる運行管理者等に本講習会を受講していただきますようお願いいたします。

令和8年度貸切バス事業者講習会の開催について

令和8年度に実施する貸切バス事業者を対象とした講習会について、その内容及び受講方法等は下記のとおりです。

記

1. 受講対象者

山形運輸支局管内に営業所を置く一般貸切旅客自動車運送事業者の統括運行管理者等（※）

※各営業所において安全管理に携わる方1名以上が受講してください。

2. 期間

令和8年7月21日（火）～7月31日（金）

3. 受講方法

(1) YouTube 上で講習動画を視聴することにより受講してください。

講習動画の掲載期間は、令和8年7月21日（火）～7月31日（金）です。

※講習動画ページの URL は後日通知いたします。

(2) 講習資料は、山形運輸支局ホームページ内に掲載しています。

(3) 動画視聴後は理解度チェックアンケートの回答を報告様式へ記入し、8月3日(月)までに送付してください。報告様式及び回答の送付先は動画 URL 通知の際にあわせて通知いたします。

4. その他

- (1) 講習動画視聴に伴う通信料は受講者側の負担となります。スマートフォンによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金が請求される場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 当該講習は旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 4 の講習（運行管理者の基礎講習、一般講習）ではありません。
- (3) 理解度チェックアンケートの内容に不備があった場合や、期日までに提出がない場合には、後日、受講状況について確認させていただくことがありますので、期限内の提出にご協力をお願いいたします。